

ふみの森もてぎ開館5周年記念関連事業 「ミミズク土偶」キャラクター愛称募集要項

1 趣旨

ミミズク土偶は、茂木町の文化財にも指定されている貴重な歴史資料であり、現在はふみの森もてぎにおいて管理保管しています。

これからも、ミミズク土偶が町内外の皆さんに永く愛され、親しまれるよう、キャラクターを制作しました。この度、そのキャラクターについて、相応しい愛称を募集します。

2 ミミズク土偶の特徴

平成2年1月5日の九石古宿遺跡さざらしふるじゆく（茂木町九石）の発掘調査の際、竪穴住居の床面から出土しました。特徴は、目と口を円形の粘土板を貼り付けて表現し、頭上に突起が付くもので、この顔が鳥の「ミミズク」に似ていることからそう呼ばれます。

ミミズク土偶は、縄文時代後期～晩期（約3200年前）に関東地方で多く作られました。土偶がほぼ完全な状態で出土することは珍しく、美術品としても非常に貴重な資料です。

- ・茂木町指定文化財（平成31年3月指定）ミミズク土偶（九石古宿遺跡出土）
- ・像高13.5cm、幅9.3cm、厚さ3.3cm

3 応募期間

令和3年7月16日（金）～8月31日（火）（当日消印有効）

4 募集のテーマ

覚えやすく、親しみやすいもの

5 応募資格

町内、町外を問わず、どなたでも応募できます。

6 賞

入賞した方には記念品を贈呈します。

7 入賞発表

町報もてぎ、町ホームページ等で発表します。発表の内容については「採用名称」とともに「氏名」「市町」までの情報を掲載します。

※入賞された方には別途通知し、記念品を差し上げます。

※応募された方のうち、来館による応募の方、先着200名様に記念グッズを差し上げます。

8 応募方法

- ①ふみの森もてぎのホームページにある二次元コードを読み取り、メールフォームに下記必要事項を入力し、件名を「ミミズク土偶キャラクター愛称応募」とつけて送付する。
- ②ふみの森もてぎ館内に設置した応募用紙に下記必要事項を記入し、カウンターへ提出し応募する。(郵送、FAX も可)

9 必要事項

愛称名(ふりがな)、愛称の理由、住所、氏名(ふりがな)、電話番号

10 応募および問い合わせ先

まちなか文化交流館 ふみの森もてぎ

〒321-3531 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1720番地1

TEL 0285-64-1023

FAX 0285-63-3024

E-mail fuminomori@town.motegi.tochigi.jp

11 選考及び決定方法

「愛称選考委員会」において決定します。

12 その他

- ①入賞作品の著作権、商標権、その他一切の権利は茂木町に帰属します。
- ②応募作品について著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- ③採用する作品は、必要な修正等を加えさせていただくことがあります。
- ④応募1件につき作品は1点とします。ただし複数件の応募も可能としますが、記念グッズは1人1点までとします。